

令和8年度 事業計画

【基本方針】

- 道新コスモス奨学金(継続事業1)は、道立高等養護学校・道立高等支援学校19校から始まり、平成30年度からは、国立・道立・市立・私立の全59校の養護及び支援の各高等学校と高等部を対象とし、奨学金の対象校が拡大されました。北海道新聞社会福祉振興基金の理解と支援を得て、これまで約 2,300 名の奨学生に奨学金を給付してきており、今年度は、80名の奨学生に給付することとしております。障がい児者がこれまで以上に勉学に努め、ご家族の経済的な負担の軽減が図られるよう引き続き、努めてまいります。
- 身体障害者福祉総合推進事業(継続事業2)では必要な補助金を確保し、公益目的支出計画を着実に執行してまいります。引き続き、身体障害者福祉総合推進事業の安定運営を目指し、雇用促進社会参加支援事業の中で、それぞれの地域で各加盟団体等が実施する身体障害者の雇用促進のための取組への支援を行ってまいります。
- 北海道障害者社会参加推進センターの運営事業では、受託事業の管理運営と北海道障害者社会参加推進協議会において、各関係団体との情報の交換・共有を図りながら、適切な運営等を行ってまいります。
- 北海道からの受託事業として、障がい者110番運営事業、身体・知的障がい者生活訓練事業、盲ろう者通訳・介助員派遣・養成事業を実施してまいります。
また、政令指定都市の札幌市及び中核都市の函館市・旭川市からも盲ろう者通訳・介助員養成事業等における受託事業を実施してまいります。
盲ろう者通訳・介助員養成講座は、厚生労働省の障害者総合支援法に定める基準カリキュラム等を踏まえ、現任研修を含め、北海道、札幌市と協議して取り組んでまいります。

以上の取組・活動に基づき

- ・加盟団体の活性化のための事業支援(雇用促進・社会参加支援事業)等の実施
- ・北海道盲ろう者通訳・介助員の養成と派遣事業の充実
- ・協会運営の更なる基盤固めの取組

を目指し、次の事業を展開してまいります。

【事業の概要】

1 協会の適切な運営

協会の適切な運営を図るため、次の会議を開催する。

(1) 定時総会

令和8年6月11日(木) 道民活動センタービル

必要に応じ臨時総会を開催する。

(2) 理事会

必要に応じ開催する。

(3) 監事会

令和7年度の監査を実施するとともに令和8年度の半期に予算執行状況等に関して中間監査を実施します。監事は理事会に出席し議事録に記名押印することが定款第 33 条 2 により義務付けられています。

(4) 全道大会推進委員会

全道大会における被表彰者選考等及び要望事項整理等のため、必要に応じ開催する。

・第74回全道身体障害者福祉大会 … 令和8年9月28日(月) 札幌市内 開催

(5) 組織検討委員会

北身協と加盟団体の将来像に関する会議を開催する。

(6) 加盟団体事務担当者会議

令和8年8月6日(木) 道民活動センタービル

2 奨学金事業(奨学金管理運営委員会により運営)

経済的支援が必要な障がい児・者に北海道新聞社会福祉振興基金からの助成金により奨学金を給付し、就学意欲の向上を図る。

・道新コスモス奨学金 奨学生…80名 奨学金年額…奨学生1名×6万円

3 身体障がい者雇用促進・社会参加支援事業

障がい者の雇用促進や社会参加を支援するため、加盟団体等が行う事業等に対して助成する。

(1) 対象事業例

- ・雇用促進を目的とした研修会・研究集会等
- ・ハローワーク(職業安定所)との協議会・情報交換等
- ・企業等訪問活動
- ・就業のための相談活動
- ・健康管理・健康増進のための研修会等
- ・スポーツ・運動・レクリエーションの活動又は講習会等
- ・スポーツ・運動に必要な器具の購入
- ・全道規模の福祉大会及びスポーツ大会への参加支援(助成対象団体が負担・支援を実施した場合に限る)
- ・日本身体障害者福祉大会への参加支援
- ・全道の身体障がい者に加盟団体の周知を図る活動等(市町村協会が未入会の身体障がい者へ市町村協会の周知を図る活動を行い、その成果として新規会員の獲得等につなげる)
- ・福祉機器・自具の開発
- ・その他、障がい者の社会参加に寄与すると認められる事業

(2) 参加予定数 20団体程度

(3) 事業予算額 1,210千円(うち助成金額 650千円)

4 情報通信技術講習会等事業の実施

パソコン操作習得の機会を得ることが難しい障がい者を対象者とした初心者向けパソコン教室を開催するなど、パソコンを活用することで障がい者の社会参加と就労の促進に寄与することを目的とする。

(1) パソコン教室の開催

日 時 令和 8年 6月～11月(各会場 1日～2日間)

場 所 道内 9ヶ所(予定)

定 員 各会場10名程度

(2) パソコンボランティアの派遣事業の実施

ボランティアを登録し、要請により派遣することを目的としているが、現在、登録者がいないため、今後これを促進していきます。

(3) パソコン貸与事業の実施

加盟団体会員へ北身協が保有するパソコンを、貸与する。(最長3ヶ月間)

5 啓発・広報と組織活動

(1) 機関紙「北海道身体障害者新聞」の発行

協会の事業内容、国・道の施策、各団体の活動等を掲載し、障がい当事者の連帯意識の高揚を図るとともに、広く道民に障がい者に対する理解を深めてもらうことを目的として配布する。

(機関紙「北海道身体障害者新聞」を発行し、会員並びに全国の関係機関、関係団体等に配布)

奇数月の隔月発行(年6回:5月、7月、9月、11月、1月、3月)、発行部数:5,000部

(2) ホームページの充実

インターネットを活用し、協会の活動内容や最新の情報等をより広く提供する。

[URL]<http://www.hokusinkyo.or.jp>

6 令和8年度第74回全道身体障害者福祉大会の開催

・日 時 令和8年9月28日(月)

・場 所 札幌市

7 他組織との相互協力・連携

(1) (社福) 日本身体障害者団体連合会(日身連)

(ア) 日身連主催会議・研修会等への出席

・日身連評議員会 定例会 年2回

第1回定例評議委員会

第2回定例評議委員会

・日本身体障害者福祉大会せんだい大会(令和8年6月17日、18日)

(イ) 調査・研究等への協力

(ウ) JRジパング倶楽部への加盟促進、更新手続き。

加入者数 約100名(令和8年3月末現在)

(2) 東北・北海道ブロック身体障害者団体連絡会

・参加者 会長・事務局長

・日 時 令和8年7月9日(木)～10日(金)

・場 所 札幌市

(3) DPI北海道ブロック会議

共通の課題等について共働を進める。

8 組織強化活動

(1) 組織検討委員会の開催(再掲)

今後の北身協と加盟団体の在り方、協会運営について検討する。

(2) 加盟団体事務担当者会議の開催

業務の円滑な推進を期すとともに、加盟団体の活性化などについて検討協議する。

日 時 令和8年8月6日(木)

会 場 道民活動センタービル

9 自主財源の確保

組織の維持、充実強化を図るため、自主財源の確保に努め収益事業の安定と拡充を図る。

- (1) 賛助(機関誌広告)会員の確保
- (2) につしんれん収益事業への企画提案
- (3) 自動販売機の収益事業の拡充

10 北海道障害者社会参加推進センターの運営

地域における障がい者の自立生活と社会参加を推進することを目的として「北海道障害者社会参加推進センター」を運営する。

- (1) センターの適正かつ円滑な運営を図るため、次の協議会を置く
北海道障害者社会参加推進協議会(会長 田中 利和 委員数16人)
協議会の開催 令和9年2月中を予定

構成団体の事業実施状況報告等

- 身体障害者部会 (部会長 村田 薫 委員数10人)
- 知的障がい者部会 (部会長 藤田 明宏 委員数 8人)
- 精神障がい者部会 (部会長 根深 昌博 委員数 7人)

- (2) 「障害者社会参加総合推進事業」の実施(受託事業)

(ア) 「障がい者110番」運営事業

障がい者(身体障害者、知的障害者、精神障害者など)やその家族からの悩み(法的手続人権等に関する相談)に対して、助言を行うことにより、障がい者の地域生活の安定とその福祉の向上を図ることを目的とする。

- ・常設の相談受付窓口の設置 平日9:00～17:00 ※時間外休日等は、FAX、留守電対応
- ・弁護士による定例法律相談 実施日 月1回(第4週火曜日) 弁護士2名(月交代)

専用電話 011-252-1233

同 FAX 011-251-0858

(イ) 身体・知的障がい者生活訓練事業

身体・知的の障がい者に日常・社会生活に必要な知識や技術の習得を行うことにより、在宅障がい者の自立と社会参加を語ることを目的とする。

(ウ) 盲ろう者通訳・介助員派遣・養成事業

視覚と聴覚に重複して障害のある重度の盲ろう者へのコミュニケーション及び移動等の支援を行う通訳・介助員を派遣することにより、盲ろう者の自立と社会参加を図る。

また、通訳・介助員の養成と技術の向上を目的に養成講座、現任研修を開催する。

- ・派遣対象 視覚障がいと聴覚障がい重複しており、その程度が1級又は2級であること。
- ・通訳・介助員 一定の研修を終了し、知識・技能を持つ者であること。
- ・登録 利用者、通訳・介助員とも当協会に登録が必要。
- ・現任研修 令和8年5月 2日間(2回) 各 12 時間予定
- ・養成講座 令和8年9月～10月 8日間 48時間予定

11 障がい者に関係する各種行事・大会への後援

障がい者に関係する諸団体からの各種行事・大会への後援依頼に応じ、名義後援する。